

監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

平成25年度 (No.3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
市民生活課 東鷹栖支所	(2) 支出に関する事務 ア 臨時的任用職員の賃金の支給において、勤務日数及び時間数の集計を誤ったことにより1件270円が過払いのもの、また、通勤手当の支給が漏れていたことにより1件3,709円が未払いのものがあつた。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活課 欠勤に伴う過払い分270円については、判明後戻入手続を行った。 ・東鷹栖支所 通勤手当3,709円の未払い分については、判明後追加支給を行った。 担当課及び庶務担当課ともに一層注意を払いながら適正な事務処理に努めていく。 	<p>平成26年 3月25日</p> <p>平成26年 3月10日</p>
スポーツ課	(1) 支出に関する事務 ア 第34回バーサーロペット・ジャパン開催に係る負担金の交付決定において、負担対象経費から控除すべき参加料収入について控除していなかった。 なお、結果として交付決定額に影響はなかった。	第34回大会決算時には参加料収入を控除し、負担金の確定額を算定し、交付決定額と精算額に差異がないことを確認した。平成26年度については7月交付予定だが、負担金額の算出には控除項目について特に留意する。	平成26年 3月31日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
市民委員会活動補助金は、市民委員会ごとの均等割に構成世帯数に応じた世帯数割を加えた額によって補助金額が算定されるが、世帯数割の算定根拠となる各市民委員会から提出を受けた加入世帯数調書について、加入世帯数の内訳と合計が一致しないもの等の書類上の不備があるまま受理し、補助金の交付額を確定しているものが見受けられたが、こうした不備は額の算定に影響を及ぼすおそれがあることから、審査時における部内でのチェック体制の強化を図りたい。	加入世帯数調書などの提出書類の審査に当たっては、複数の職員によるチェックを徹底し、より一層注意を払いながら適正な事務処理に努めていく。

監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

平成25年度（No.3）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
	なし。		

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>高齢者いこいの家運営費補助金で，旭川市「高齢者いこいの家」運営費等補助要綱で定める補助対象者の要件である利用日数及び平均利用者数について，申請内容の確認や交付決定理由の記載が十分でないものが見受けられたことから，より適正な補助金交付事務となるよう厳正な審査に努められたい。</p>	<p>交付決定の事務に当たっては，申請書や添付資料の確認を徹底し，補助要件の審査を厳正に行うとともに，補助の決定の際にはその理由についても明確に記載することとした。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

保健所

平成25年度 (No.3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
健康推進課	<p>(1) 支出に関する事務 ア 精神障害者団体大会等補助金の交付決定において, 交付要綱で補助対象とされていない懇親会費等の経費を補助対象経費としていた。 なお, 結果として交付決定額に影響はなかった。</p>	<p>交付要綱で補助対象とされていない経費については, 額の確定の際に補助対象外経費とした。今後は, 交付決定時において, 適正な事務処理に努めるよう周知徹底した。</p>	平成26年 3月31日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

環境部

平成25年度 (No.3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
新エネルギー推進課	(1) 支出に関する事務 ア 個人住宅用新エネ設備等導入促進補助金交付要綱では, 申請者は交付決定前に着工してはならないとされているが, 完了報告を受けた際に着工日の確認が行われていないことから, 確認の方法を検討されたい。	要綱を改正し, 完了報告書の様式に工事着工日を記入する欄を追加した。	平成26年 4月25日
	イ 個人住宅用新エネ設備等導入促進補助金交付要綱では, 完了報告書の提出は設置工事等の完了日から起算して30日以内とされているが, 建物引渡日から起算しているものが多数見受けられたことから, 実態と要綱との整合性を図るよう検討されたい。	完了報告書を提出する時期を「設置工事が完了し, 工事代金の支払いが終了した日から起算して30日以内」と定義し, また, 工事代金支払日を完了報告書に明記するように要綱を改正して, 取り扱いを統一した。	平成26年 4月25日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
浄化槽設置整備事業補助金において, 補助金の交付を受けようとする者は, 申請書に浄化槽法の規定に基づく審査期間である10日間を経た浄化槽設置届出書の写しを添付し, 提出することとしているが, 当該期間を経過していない申請を受理し, 交付決定をしていたことについて, 平成20年度の定期監査でも指摘されており, 周知徹底を行った旨の措置報告をしていたにもかかわらず, 今回同様の不備が多数見受けられたことから, 補助金の交付に当たっては, 関係法令等を熟知の上, 事務処理についても精査するとともに, 事務引継ぎの徹底及びチェック体制の強化を図ることにより, 慎重かつ厳正に行われるよう強く望むものである。	当該補助金交付要綱及び関係法令等を再確認し, 他都市の状況も参考にした結果, 浄化槽法の規定に基づく審査期間経過前の申請を認め, 審査期間経過後に補助金交付の可否を決定するなど, 実態に合わせて要綱を一部改正するとともに, 受付台帳に新たに設置届出月日を記載するなど, チェック体制の強化を図った。また, 係内において要綱や関係法令の理解, 認識及び事務引継ぎの徹底のため研修を行うとともに, 旭川市浄化槽整備工事指定業者に対して, 事務手続きの

	手順や各様式の記入例などについて説明し周知徹底を行った。
--	------------------------------

監査指摘事項の措置状況通知書

社会教育部

平成25年度 (No.3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
文化振興課	(1) 支出に関する事務 イ 文化芸術関係全国大会等派遣費補助金の交付に当たり、補助金交付申請書に添付された収支予算書に他の団体等からの補助金等の収入が計上されているが、当該収入の取扱いが定められていないために、補助対象経費から控除するかどうかを検討しないまま補助金額を算定していたことから、補助対象経費から控除すべき財源の範囲や取扱いを明確にするよう補助金交付要綱の見直しを検討されたい。	補助金交付要綱の見直し、補助対象経費から控除すべき財源の範囲や取扱い（自主財源と特定収入の明確化）を定めた。	平成26年 4月1日
社会教育課	(2) 財産管理に関する事務 ア 市が所有する物品を団体が使用することについて、旭川市所有物品の貸付事務取扱要領に基づく貸付けに必要な手続が行われていなかった。	市が所有する物品を使用している団体に対し、旭川市所有物品の貸付事務取扱要領に基づく手続を取った。	平成26年 4月1日

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>文化芸術活動推進補助金において，実績報告書に添付された領収書等の写しに宛先や使途の記載がないものが見受けられたことから，より適正な補助金の執行となるよう提出された書類の厳正な審査に努められたい。</p>	<p>今後，補助金交付団体に対する指導を徹底するとともに，書類の厳正な審査を行うことでこのようなケースが発生しないよう努めていく。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

経済観光部

平成25年度 (No.3) 監査結果報告書 財政援助団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
経済交流課 (北の恵み食 べマルシェ実 行委員会)	(1) 団体に関する事項 ア 前売り商品券及び売上金の管理について、当団体における販売枚数や売上金等は受払簿を整備して管理しているものの、出店者との換金業務等の受託者に保管させている商品券については、保管枚数を把握できない状況となっていることから、全体の保管状況を明らかにするほか、当該受託者に商品券を保管させることの必要性を含め慎重かつ厳正に管理する方策を講じるよう検討されたい。	前売り商品券について、実行委員会にて取扱いを定め、全ての在庫を北の恵み食べマルシェ実行委員会において保管し、販売事業者への受け渡しについては、受払簿にて管理することとし、商品券の保管方法については同実行委員会事務局において、施錠できる金庫等で保管することとした。	平成26年 5月15日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
道北地域の市町から収入している負担金の一部について、負担根拠や収入区分の考え方が整理されていないことから、必要に応じて規約等を整備するほか適切な区分により経理するよう検討されたい。	負担金の考え方については、北の恵み食べマルシェ実行委員会経理規程を平成26年3月28日に改正し、構成団体から負担金を受領する「構成団体負担金」、開催経費の一部を負担金として受領する「賛同自治体等負担金」、出店料等の相当額を負担金として受領する場合「参加自治体等負担金」の3分類に分けて整理した。
当団体の規約では、事業計画、収支予算、事業報告、決算などを総会に付議して決定するとしているが、会議の成立要件や決定要件について規定がないことから、総会は意思決定	平成26年4月9日に北の恵み食べマルシェ実行委員会規約を改正し、総会の成立要件及び決定要件について新た

機関で重要な議決事項があることに留意し、規約を整備するよう検討されたい。

に規約に明記した。

監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

平成25年度 (No.3) 監査結果報告書 公の施設の指定管理者監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
スポーツ課 (財団法人旭川体育協会)	(1) 団体に関する事項 ア 事業報告書の管理に係る経費の収支状況において、法人業務に係る経費との区分が明らかでない経費が計上されているほか、一部の事業に係る経費で収支状況に計上しているものとしていないものが見受けられたことから、管理運営に係る会計区分について独立した区分経理が行われるよう経理方法の見直しを検討されたい。	管理運営に係る対象事業を特定し、その経理は区分して執行することとした。	平成26年 4月1日
	イ 事業報告書の管理に係る経費の収支状況において、消費税及び法人市民税は法人全体の納税額から指定管理者業務相当分を支出額に応じた案分計算により計上することとしているが、計算を誤っていること、また、こうした計算方法を採用する根拠も不明確であることから、管理経費を適正に表示するよう計上の在り方について検討されたい。	平成25年度から法人税は、道民法人税の均等割のみとなったので、この負担は全額を法人会計で負担することとし、消費税については、個別に積み上げる方式に基づき管理運営に係る消費税を算出することとした。	平成26年 6月10日
	(2) 所管部局 (社会教育部) に関する事項 ア 指定管理者から物品の異動について報告があったにもかかわらず、備品一覧表の更新など必	物品の異動について事前申請であること、また財務会計システム上で異動の記録・承認するよう課内で周知徹底	平成26年 4月1日

	<p>要な手続を行っていないものがあつたことから、必要な措置を講じるとともに貸与物品等の管理を徹底されたい。</p>	<p>した。また、年次協定締結の際にその都度最新の備品一覧を作成（備品一覧を更新）し、管理することとした。</p>	
--	--	---	--

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

上下水道部

平成25年度 (No.3) 監査結果報告書 出資団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
総務課 (財団法人旭川市水道協会)	(1) 団体に関する事項 ア 市水道局からの受託業務について、契約書で業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ承諾を得なければならないとされているが、承諾を得ないまま再委託しているものがあつた。	業務の一部を再委託する場合、あらかじめ承諾を得ることを周知徹底した。	平成26年 3月27日
	イ 決算報告書について、収支計算書では資金の増減を伴わないものを含めて表示していたこと、貸借対照表では、仮勘定を適当な科目で表示していなかったこと、指定正味財産として表示すべきものを一般正味財産として表示していたこと、附属明細書の賞与引当金の明細では、当期の積立額及び取崩額を表示していなかったことから、財務内容がより明瞭となるよう、これらの表示について見直しを検討されたい。	決算報告書の資金収支計算書、貸借対照表、附属明細書の賞与引当金の明細について、財務内容がより明瞭となるよう見直しを行い、平成25年度決算報告書から適正な表示となるように作成した。	平成26年 3月31日

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>当団体は，市の第三セクター等に対する行政の関与の方針に基づき，市から事業報告等を可能な限りホームページに掲載することにより公開するよう求められているが，平成24年度の事業報告等は平成26年3月に当団体のホームページに掲載されていたことから，業務運営の透明化・適正化を図るため，今後は速やかに公開するよう努められたい。</p>	<p>平成25年度の事業報告等から，速やかに公開するよう改善し，平成26年6月18日に公開した。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

土木部

平成25年度（No.3）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
	なし。		

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
街路灯設置補助金に関わり，旭川市街路灯設置補助金交付規則で定める補助金交付申請書の様式には，交付を受けようとする補助金の額を記載する欄がなく，申請者が必要とする補助金の額が明らかでないほか，同規則で定める補助の対象としない条件について，更新前の電灯の設置年度等に係る確認の記録がされていないことから，公正性や透明性を確保し，より適正な補助金の交付事務となるよう必要な見直しを検討されたい。（土木管理課）	平成27年4月1日付けで規則を一部改正し，補助申請額の欄を新たに設けた。また，欄外に電灯設置年度確認欄を設け対応している。

監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

平成25年度 (No.3) 監査結果報告書 公の施設の指定管理者監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
スポーツ課 (財団法人旭川体育協会 (総合体育館))	(2) 所管部局(社会教育部(現市民生活部))に関する事項 イ 特定の団体が利用団体事務室・会議室を専ら当該団体の事務室として使用する場合や、指定管理者が総合体育館の事務室を法人の事務室として使用する場合には行政財産の使用許可が必要であるが、手続がないまま使用させていることから早急に必要な措置を講じられたい。	利用団体事務室, 総合体育館事務室いずれも各団体と協議の上, 行政財産の目的外使用許可申請によることとした(会議室は占用しないため基準を定めた上で指定管理業務に含めるものとする。) なお, いずれの事務室も公共的団体が公益目的で使用するため, 使用料については免除し, 加算料金を徴することとした。	平成27年 4月1日
	ウ 事業報告書の管理に係る経費の収支状況について, 管理運営に係る経費が適切に計上されているとは言えない状況が見受けられたが, これは基本協定書において区分経理の明確化を定めていないことや業務仕様書に定めるスポーツ普及振興の取組や旭川市等が関与するスポーツ事業に対する支援などの内容が明確でないことに起因するものと考えられ, また, 収支状況に計上されている経費の内容を所管部局が十分に把握できていないことは問題であることから, 指定管理業務の業務内容等の明確化を図るとともに履行確認等の在り方について検討されたい。	基本協定に区分経理を明記し, 平成26年度収支決算書から区分経理をした記載方法で行った。	(区分経理明記) 平成26年 4月1日 (その他) 平成27年 4月1日

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

平成25年度（No.3）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
福祉保険課	(1) 支出に関する事務 ア 旭川保護会運営費補助金に関わり、補助金交付要綱に定める補助対象経費である継続保護事業費について、補助金交付申請書に添付された収支予算書では、現金の支出を伴わない費用である減価償却費が計上されていることから、適正な補助金交付額の算定となるよう要綱で定める補助対象経費の見直しを検討されたい。	減価償却費を補助対象経費に含めることは、補助金交付団体の運営体制の安定に資するため、平成27年度及び平成28年度についても補助対象経費に含めて交付決定を行ったところであるが、指摘内容を踏まえ、現金支出を伴わない減価償却費の履行確認を行うために、平成27年度の補助事業の実績報告から、団体に対してその確認のできる書類の提出を求めるように見直し、同年度については団体が法務大臣に提出する報告書において決算同額の減価償却費の計上を確認することで適正な補助金額を確定した。	平成28年 3月31日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	